

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和5年11月21日(火)
会議場所	彦根市役所本庁舎5-1会議室、5-2会議室
出席委員等 5人中 5人出席	教育長 西嶋 良年 教育長職務代理者 本田 啓子 委員 小松 照明 委員 永濱 隆 委員 田附 孝子
出席職員 (説明員)	教育部長 前川 学 教育部次長(教育総務課長) 小島 久喜 子ども未来部次長(幼児課長) 前川 昌敏 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 井上 崇子 学校ICT推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 小椋 朋子 生涯学習課主幹 林 宏 博物館管理課長 野村 雅之 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 図書館長 田中 淑介 図書館主幹 鈴木 康浩 広野教育集会所長 中江 淳展
会議次第	<p>1 開 会 午後1時31分</p> <p>2 議 題 内 容 別添のとおり</p> <p>議案第43号 令和5年度11月補正(第6号補正)予算案について (教育総務課、学校教育課、学校支援・人権・いじめ対策課、生涯学習課、彦根城博物館、学校給食センター)</p> <p>議案第44号 彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (生涯学習課)</p> <p>議案第45号 彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて (生涯学習課)</p> <p>3 その他 内 容 別添のとおり</p> <p>4 閉 会 午後2時35分</p>

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は、3件です。

なお、本日の会議に諮る予定の議案第43号「令和5年度11月補正(第6号補正)予算案について」、議案第44号「彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」および議案第45号「彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」は、市議会の議決を経るべき議案の審議等となります。これについては、市議会で審議される前の情報や公表前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にすることを提案します。

議案第43号、議案第44号および議案第45号の審議を非公開にすることについて、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 全員異議なしですので、非公開とすることとします。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、1件の報告事項を説明させていただきます。その後、「各所属の取組事項について」の質疑を行い、「その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

その後、非公開の議案に関する審議を行います。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 それでは、まず私から「教育長報告」をさせていただきます。

10月28日土曜日、第33回滋賀県小学校陸上記録会が彦根総合スポーツ公園陸上競技場で開催をされましたので、出席させていただきました。その後、東・西地区公民館の文化祭に参加をしました。

10月30日月曜日ですが、11月の定例校長会議をWeb会議として行いましたので、出席しました。

11月2日木曜日ですが、県教育委員会と県都市教育委員会連絡協議会との意見交換会が草津市で開催をされましたので、教育委員の皆様と出席をさせていただきました。

11月5日日曜日ですが、鳥居本・河瀬・稲枝地区公民館の文化祭が開催されましたので、

参加をさせていただきました。

11月6日月曜日、滋賀県令和6年度教職員人事異動方針説明会が県庁で行われましたので、出席をしました。

11月7日火曜日、滋賀大学産学公連携推進課およびクラーク記念国際高等学校校長、先生はじめ職員の方が来庁されましたので、面談をしました。その後、彦根金亀ライオンズクラブの例会が、彦根キャッスルリゾート&スパで行われましたので、出席をさせていただきました。この際、彦根金亀ライオンズクラブ様から、市内小中学校の交通遺児に図書券を寄贈していただきました。

11月8日水曜日ですが、彦根市中学校音楽会が文化プラザで行われましたので、出席をさせていただきました。

11月9日木曜日から10日金曜日にかけて、令和5年度滋賀県都市教育委員会連絡協議会県外研修が文部科学省主催の市町村教育委員会研究協議会に合わせて、広島市および呉市にて行われましたので、参加させていただきました。

11月11日土曜日ですが、旭森・南地区公民館文化祭が行われましたので、出席をさせていただきました。

11月13日月曜日ですが、福井県あわら市教育委員会から本市の「ICTを活用した教育推進について」視察に来ていただきましたので、城西小学校で受入れをさせていただきました。午後からは、城東小学校で開催されました「幼保小の架け橋プログラム事業」公開研修会に出席をしました。

11月14日火曜日、彦根市令和6年度教職員人事異動方針説明会をWeb会議として行いました。

11月18日土曜日、第14回子ども議会が議場で行われましたので、出席をして答弁をさせていただきました。

11月21日火曜日、本日ですが、11月の教育委員会会議となっています。

報告は以上です。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「第14回子ども議会について」説明をお願いします。

教育部次長から報告がありました。

本田職務代理者 今回の子ども議会の答弁とかを見ていたのですが、子ども議会が始まったのは大分前で、8月の教科書採択の際には彦根市の子ども議会ことが教科書に載っていたりして、本当にもっともっと充実して欲しいなと思います。子ども目線での考えとかがありました。1つ興味深かったのは質問順位12番の内容で、稲枝の地域のみんなで仲良く～小中一貫の実現に向けて～というのは、どこがこういうふうに思っているのか、地域の人とかお父さんとかお母さんが何て言っているのか、これから人数少なくなったらこの方がいいかなって一生懸命考えてくれているのか、興味深い内容だと思いました。

教育長 ご意見としていただきました。

4 各所属の取組事項について

小松委員 図書館の英語でおはなし会が参加人数28名ということですが、これはどういう形でやられているのでしょうか。講師の方がおられるのか、参加者同士の交流をどういう形でされているのか。

図書館長 英語でおはなし会については毎年あるものですが、委託しています。今回は個人の方で、普段児童のおはなし会とかを開催されている方に中心となってやっていただいたのですが、今回はその方とお知り合いのフィリピンの方が一緒に来られて、その2人が主になって、親子に対して子どもの絵本、外国の絵本等を使って、おはなし会をしているという状況です。事前予約制ということで、このうち5組が当初予約で入っていたのですが、その後来館されている方に声かけをさせていただいて、2回合計9組の参加があったということです。

本田職務代理者 博物館の特別展「大名と菓子一百菓繚乱」は大盛況で、大分お客さんが入っていたような気がするのですが、実際はどうでしたか。

学芸史料課長 お客さんにたくさん来ていただきまして、大変賑わいました。期間中の入場者数は16,095人でした。1か月間の数としては、通常の1.5倍となっています。

本田職務代理者 大人でも興味深い内容で、こういうのは子ども達たちにも聞かせてあげたいと思うような内容でした。

小松委員 生涯学習課の「モルック体験」交流会というのがあるのですが、このユニバーサルスポーツ「モルック」というのはどういう競技なのでしょう。

生涯学習課長 「モルック」はフィンランドが発祥の競技で、誰でも気軽にできるボーリングのような競技で、木でできたピンを目掛けてボールを投げて倒して、倒したピンの点数で競技を進めていくというものです。大人でも子どもでも、障害のある方もない方もできるということで、いろいろなところで普及をされている競技です。今回、放課後児童クラブの児童が体験させていただいたのは、聖泉大学でこの「モルック」の普及が行われているということで聖泉大学からお声かけがあって、放課後児童クラブでやりませんかという提案があり、一緒にさせていただいたという経緯です。

永瀆委員 学校教育課で、第1回彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会があったということですが、稲枝地区学校支援協議会の部活動地域移行コーディネーターから本年度以降の取組みの方向性を確認したとあります。具体的にはどういうふうな議事内容で、どのような方向性を決められたのでしょうか。

学校教育課長 まず、今年度の取組みを提案して理解していただいて、稲枝地域を中心に取り組むこと、それから競技については水泳と剣道を進めていくことを確認したということです。あわせて、地域移行を実施していただいている稲枝中学校区の部活動地域移行コーディネーターに実情をお話しいただきました。協議会は、対象となる子どもあるいは保護者や地域の方、先生方への広い調査が必要であるということになり、調査項目を速やかに作成して、協議員には小学校、中学校の代表の方が来てくださっているのです、その方がそれぞれの視点で整えていただいて、できるだけ早く調査を行うこととなりました。今、そのことを取り組んでいまして、第2回を12月14日に予定しています。そこまでに調査を終えて、調査結果の概要をもとに、第2回の会議ではそのことを踏まえて検討していく、あわせて実証を始める水泳、剣道は始まったばかりですが、始めるにあたっての課題や始めた後の課題等を検証するというので、これについては出席いただく、または資料提供をいただくという形を協議会の中で確認したところです。また、協議会の中ではこれを広く周知していくことが大変大事であるということになりましたので、そのことも含めて、協議会名で周知方法を考えていくことになっています。これについても第2回の12月14日の検証会でさらに深めていくという形になっています。

5 その他

各委員 なし

非公開審議

6 議題

議案第 43 号 令和 5 年度 11 月補正(第 6 号補正)予算案について

教育部次長(教育総務課長)、学校教育課長、生涯学習課長、彦根城博物館学芸史料課長、学校給食センター所長、学校支援・人権・いじめ対策課長から説明がありました。

小松委員 学校支援・人権・いじめ対策課の特別支援教育総合事業ですが、特別支援教育専門員の学級巡回相談の件数が多いから、99 万 6 千円を要求されていて、これは新たに人を雇用する費用なのでしょうか。人の数は同じで、全体として相談件数が増えることによって、何か費用が発生するのか。人を新たに採用するのであれば、本当にその人がいるのかどうか、見極める必要があると思いますが。

学校支援・人権・いじめ対策課長 人数は変わりません。人数が変わらない中で、本来は午前勤務だけの特別支援教育専門員が、特別支援学級の巡回相談を担っておりました。昨年度までは南中学校に勤務されていた方が、その勤務時間内で回っておられ、退職された後、今年になって特別支援教育専門員として、当課で午前中だけ勤務される形になりました。そもそも巡回相談は、子どもの様子を学校へ見に行ったり、発達検査であったり、その結果を保護者に返したり、相当時間がかかります。専門員の今のパートの時間ですと 3.5 時間です。3.5 時間ですと、学校に直接見に行って発達検査をするだけでほぼ終わってしまい、その検査結果をまとめたり、その学校に行って保護者や学校の先生に結果をフィードバックする時間がなかなか確保しづらいです。では、その時間はどうするのかとなった時に、今、特別支援教育専門員は、午前はパート勤務ですが、午後は自分の空いている時間を見つけて、通常学級に在籍する子どもたちの巡回相談に専門家チームとして動いていただき、それに対して報償費をお支払いするという形で対応しています。2 つ目の、人をもう一人増やすべきなのかという議論については、結論から言いますと、増やすべきだと考えています。そこで、従来からお話をしている、特別支援教育専門員として、専門的な学校への支援、ならびに発達検査は限られた者しか取れませんので、それを担っていただける方をもう 1 名増員したいと当課としては考えているところです。

小松委員 別の観点になるかもしれませんが、昨今の特別支援学級が増えてきていて、これからも増えていきそうだという話があったのですが、特別支援学級に入れるか普通学級に入れるか、それを決めるのは特別支援教育専門員で、あとは医者に相談するという事なのか、それとも決定権は保護者にあるのか。これから特別支援学級の人が増えていく見込みである、その理由はどういうところから来ているのか。より細かくやろうとした時に対象が増えてきているからそうなるのか。

学校支援・人権・いじめ対策課長 最終的な決定権は保護者にあります。それを決定していただくにあたって、いわゆる資料となるべきものというのが答申になります。答申を作成するのは特別支援教育推進委員会で、50人ほどの規模で組織をしていて、その中にこの専門員も委員として1名入ってはいるのですが、その者が決定するのでもありません。50人のメンバーが分かれて学校や園の方に行かせていただいて、子どもの見取りであったり検査であったり相談を受ける中で、この子どもはどこで学ぶのがふさわしいのか、望ましいのかというのを答申という形でまとめて教育委員会に出され、学校はその内容を保護者にお知らせします。それをもとにしながら、保護者が最終的にどこで学ぶのかを決定することになっています。それから、特別支援学級の子どもたちが増えていることについてですが、私見になるかもしれませんが、決して子どもの質が変わってきたから増えてきたというわけではないと思っています。あくまで、保護者の見立て、困り感、それを率直に相談できる状況、つまり、保護者自身も特別支援についての知識が深まり、自分の子どものこういうところがちょっと心配だということに気づいて、それを学校や園に相談されることによって、そこから支援や検査に繋いでいく。そして、検査結果をふまえて一緒に考えていく中で特別支援学級を選ばれるようになってきています。今後もおそらく増えるであろうと予測されますが、子どもの数は一定数減ってきていますので、どこかで頭打ちになる可能性はあると思います。ただし、率は高くなっていく可能性はあるだろうと推測しているところです。

議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号 彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

生涯学習課長から説明がありました。

議案第44号は原案のとおり承認されました。

議案第 45 号 彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

生涯学習課長から説明がありました。

小松委員 確認ですが、選定基準の「管理を安定して行うことができる経営規模および経営能力」の部分で、「日常業務については、館長以下 2 名程度で対応」とあり、先ほどの中地区公民館では、「館長以下数名で対応」となっていて、あそこは 3 名から 4 名ぐらいでされていたので、なかなか 2 名で運用するのは難しいと思います。そのあたりの運用体制は決まっているのですか。

生涯学習課長 勤務体制は、館長以下 2 名で行われているのが通常の業務です。ただし、講座がある時は 3 名で行われていたり、支障がないように工夫をされているところです。中地区公民館についても館長と主事が 4 名おられますが、それもシフト勤務で交代をされていますので通常業務については、2 名程度で行われていると認識しています。ちなみに直営館も公民館長と主事 1 名という 2 名体制でしてしまして、通常は 2 名で運営できるものと思っておりますが、講座の時とか人手が多くいるような時には、直営館だと生涯学習課の社会教育指導員が応援に行ったりとか、そういう体制をとっています。館同士で補完し合いながらという部分もあるので、通常 2 名で行事等のある時にはプラスして運営されているということで、中地区も稲枝地区も人数としては中地区の方が多いですが、運営体制は同じような形だと思っています。

議案第 45 号は原案のとおり承認されました。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

12 月の会議は、12 月 21 日木曜日、午後 1 時 30 分から本庁舎 5 階 5-1、5-2 会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。